

豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査

「豊島区子ども・若者総合計画」改定のため、子どもの生活実態や子育て支援に関するご意見をお伺いします。

【回答にあたって】

1. このアンケートは、封筒のあて名のお子さんについて記入してください。
2. 問の「あなた」とは、アンケートに回答する人のことです。
3. なお、お名前を書く必要はなく、個人が特定されることはありません。統計的に処理するとともに、目的以外に利用されることはありません。

別紙「スマホやパソコンから回答！親子コードのご案内」
の 内のコードをご記入ください

コードを書いてください

あて名のお子さんご家族の状況についてうかがいます

問1 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。

(1つに○)

※この調査で「お子さん」とは、調査対象となるお子さんのことをいいます。以下同じ。

- | | |
|--------------|-------|
| 1 母親（継母を含む。） | 3 祖父母 |
| 2 父親（継父を含む。） | 4 その他 |

問2 お子さんと同居し、生計を同一にしているご家族の人数（お子さんを含む。）を教えてください。単身赴任（ふにん）中の方は含めないでください。

ご家族の人数

人

問3 お子さんと同居し、生計を同一にしている親の婚姻状況を教えてください。

(1つに○)

- | | |
|-------------------|------|
| 1 結婚している（事実婚を含む。） | →問5へ |
| 2 離婚 | |
| 3 死別 | →問5へ |
| 4 未婚 | |
| 5 いない、わからない | |

【問3で「2」を選んだ方のみ、お答えください。】

▶ 問3-1 離婚相手と子供の養育費の取り決めをしていますか。また養育費を現在受け取っていますか。(1つに○)

- | |
|---|
| 1 取り決めをしており、養育費を受け取っている |
| 2 特に取り決めはしていないが、養育費を受け取っている |
| 3 養育費の取り決めをしているが、受け取っていない（金額を下げられた、遅れている等を含む） |
| 4 養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない |

【全員にお聞きます。】

問 4 お子さんの就学・就労状況について、あてはまるもの 1 つに○をつけ、学生の場合は学年を記入してください。（1 つに○）

- | | | |
|-------------|----------|----------|
| 1 中学（ ）年生 | 4 就労している | } →問 5 へ |
| 2 高校（ ）年生 | 5 無職 | |
| 3 専修学校（ ）年生 | 6 その他（ ） | |

【問 4 で「1」～「3」を選んだ方のみ、お答えください。】

▶問 4-1 お子さんが通っている学校の種類を選んでください。

- | | |
|-------------|------------|
| 1 豊島区内の公立学校 | 3 私立・国立の学校 |
| 2 豊島区外の公立学校 | 4 その他（ ） |

【全員にお聞きます。】

問 5 お子さんと同居されているご家族と、近くに住んでいらっしゃる方の状況について、あてはまるものすべてに○をつけてください（続柄はお子さんからみた関係）。

なお、父親または母親が単身赴任の場合は、その他に○をつけ、単身赴任している方がだれかをご記入ください。また、玄関は別でも隣接する 2 戸や 2 世帯住宅の場合は、同居とみなしてください。（「近く」とは移動手段を問わずおおむね 30 分以内で行き来できる範囲のこと）

- | | | |
|----------------|-------------|-------------|
| 1 父母同居 | 4 祖父同居 | 7 祖父のみ近くに居住 |
| 2 父親同居（ひとり親家庭） | 5 祖母同居 | 8 祖母のみ近くに居住 |
| 3 母親同居（ひとり親家庭） | 6 祖父母が近くに居住 | 9 その他（ ） |

あて名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます

問 6 お子さんの親の最終学歴（卒業した学校）をお答えください。

（ア、イそれぞれについて、1 つに○）

	ア 母親	イ 父親
中学（中学部）まで	1	1
高校（高等部）まで	2	2
短大・高専・専門学校（専攻科）まで	3	3
大学またはそれ以上	4	4
いない、わからない	5	5

問7 お子さんの親の就労状況について、あてはまるものを回答してください。

(ア、イそれぞれについて、1つに○)

	ア 母親	イ 父親
正社員・正規職員・会社役員	1	1
嘱託職員・契約社員・派遣職員	2	2
パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	3	3
自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む。)	4	4
働いていない(専業主婦／主夫を含む。)	5	5
いない、わからない	6	6

問8 2022年(令和4年1月から令和4年12月)の世帯全体のおおよその年間収入(税込)はいくらですか。(1つに○)

※収入には、同居し、生計を同一にしている家族全員の以下の収入が含まれます。

- ・勤め先収入(定期的な収入、賞与等)
- ・事業所得(原材料費、人件費、営業上の諸経費等を除く)、内職収入(材料費等を除く)
- ・公的年金・恩給、その他の社会保障給付金(生活保護、児童手当、児童扶養手当等)
- ・農林漁業収入(農機具等の材料費、営業上の諸経費等を除く)
- ・財産所得(預貯金利子、家賃収入等)
- ・その他の収入(仕送り、養育費、個人年金、各種祝い金等)

1 50万円未満	9 400～450万円未満
2 50～100万円未満	10 450～500万円未満
3 100～150万円未満	11 500～600万円未満
4 150～200万円未満	12 600～700万円未満
5 200～250万円未満	13 700～800万円未満
6 250～300万円未満	14 800～900万円未満
7 300～350万円未満	15 900～1000万円未満
8 350～400万円未満	16 1000万円以上

あて名のお子さんの放課後や勤務時間外の過ごし方についてうかがいます

問9 お子さんは、放課後や勤務時間外の自由時間はどこで過ごすことが多いですか。また、過ごさせたいと思いますか。過ごすことが多い場所や過ごさせたい場所がわからない場合、それぞれ13に○をつけてください。（それぞれ3つまで○）

場 所	過ごすことが多い場所	過ごさせたい場所
1 自分の部屋	1	1
2 自宅のリビング、居間など	2	2
3 友だちの家	3	3
4 学校（教室、校庭や体育館や図書室など）	4	4
5 クラブ活動・部活動の場所	5	5
6 塾や習い事の場所（音楽やスポーツ含む）	6	6
7 近所の公園やグラウンド、プレーパーク	7	7
8 区の図書室や区民ひろば	8	8
9 中高生センタージャンプ	9	9
10 アルバイト	10	10
11 ゲームセンター、カラオケボックス、ネットカフェ、マンガ喫茶、ファーストフード店、ファミレス、コンビニ	11	11
12 その他（ ）	12	12
13 どこで過ごしているのか、よくわからない	13	13

◎ 中高生センター“ジャンプ東池袋”&“ジャンプ長崎”とは・・・

ジャンプは、中学生・高校生が放課後の時間を使って、自主的に音楽・芸術・スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換、ボランティア活動などを行う場であり、中学生・高校生の自主的な活動を支援するところです。ダンスや卓球、ビリヤードなどができるホール、勉強などが出来る多目的室、防音完備で楽器もそろっている音楽室、その他、図書コーナーや相談室があります。開館日は平日と土曜日・日曜日で、休館日は祝日です。

（東池袋 4-27-10 サンソウゴ池袋ビル 3 階※仮移転中、長崎 2-24-13）

あなたご自身のことについてうかがいます

問10 あなたは次に挙げる事柄で頼れる人はいますか。（ア～ウそれぞれについて、1～3のあてはまるものの1つに○）

また、「1 頼れる人がいる」場合、それはだれですか。（①～⑦のあてはまるものすべてに○）

		ア 子育てに関する相談	イ 重要な事柄の相談	ウ いざという時のお金の援助
問 10 - 1	頼れる人がいる	1	1	1
	家族・親族	①	①	①
	友人・知人	②	②	②
	近所の人	③	③	③
	職場の人	④	④	④
	民生委員・児童委員	⑤	⑤	⑤
	相談・支援機関や福祉の人 ※	⑥	⑥	⑥
	その他	⑦	⑦	⑦
いない		2	2	2
そのことでは人に頼らない		3	3	3

↓
①～⑦の○をつけた場合は、
あてはまるものすべてに○

※ 相談・支援機関や福祉の人：子ども家庭支援センター、発達についての相談窓口、ひとり親家庭支援センター・女性相談、くらし・しごと支援相談センター、教育相談室、心身障害者福祉センター、保育園、区役所福祉関係部署（子育て、健康、障害等）の職員等

問11 あなたは、次のようなことをどの程度していますか。（ア、イそれぞれについて、1つに○）※新型コロナウイルス感染症拡大後、学校行事などが休止している場合は、それ以前の状況をお答えください。

	よくしている	ときどきしている	あまりしていない	まったくしていない
ア 授業参観や運動会などの学校行事への参加	1	2	3	4
イ PTA活動や保護者会、その他子どもに関わる地域活動等のボランティアなどへの参加	1	2	3	4

問12 あなたは、お子さんや、あなたの身の回りの子どもがおとな（保護者や先生、スポーツの監督など）から次のことをされたことに最近気づいたり聞いたりしますか。（あてはまるものすべてに○）

1 叩かれたり殴られたりする	5 家族で起こるけんかをみて、
2 心を傷つける言葉を言われる	いやな思いをした
3 性的に嫌なことをされたり、	6 その他
させられたりする	（ ）
4 世話をしてもらえなかったり、	7 ない
無視されたりする	

問13 あなたは、最近、お子さんや、あなたの身の回りの子どものいじめ（いじめられる・いじめているの両方を含む）に気づいたことがありますか。（1つに○）

1 ある	2 ない →問14へ
------	------------

【問13で「1」を選んだ方のみ、お答えください。】

問13-1 その時にどう対応されましたか。何かをされた事のある方は、具体的な行動内容をお書きください。

あて名のお子さんとあなたのことについてうかがいます

【全員にお聞きします。】

問14 あなたは、ふだん家で子どもの話をよく聞いていますか。（1つに○）

1 聞いている	3 あまり聞いていない
2 ときどき聞いている	4 聞いていない

問15 あなたとお子さんの関わり方について、次のようなことにどれくらいあてはまりますか。（ア～オ、それぞれ1つに○）

	あてはまる	どちらかといえば、あてはまる	どちらかといえば、あてはまらない	あてはまらない
ア テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている	1	2	3	4
イ お子さんに本や新聞を読むように勧めている	1	2	3	4
ウ お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた	1	2	3	4
エ お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれる	1	2	3	4
オ お子さんとお子さんの友人についての話をする	1	2	3	4

問16 あなたは、子どものことをわかっていると思いますか。（1つに○）

1 わかっている	3 あまりわかっていない
2 だいたいわかっている	4 わかっていない

問17 あなたは、家で何かを決めるとき、子どもの思いや考えを取り入れていますか。（1つに○）

1 取り入れている	3 あまり取り入っていない
2 ときどき取り入れている	4 取り入っていない

問18 お子さんは将来、現実的に見てどの段階まで進学すると思いますか。

（1つに○）

1 中学まで
2 高校まで
3 短大・高専・専門学校まで
4 大学またはそれ以上
5 まだわからない → 問19へ

▶【問18で「1」～「4」を選んだ方のみ、お答えください。】

問18-1 前問で「1～4」と答えた人にお聞きします。その理由は何ですか。

（1～5については、あてはまるものすべてに○）

1 お子さんがそう希望しているから
2 一般的な進路だと思うから
3 お子さんの学力から考えて
4 家庭の経済的な状況から考えて
5 その他
6 特に理由はない

【全員にお聞きます。】

問19 あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。（1つに○）

1	大変ゆとりがある
2	ゆとりがある
3	ふつう
4	苦しい
5	大変苦しい

問20 過去1年間において、あなたのご家庭では、お子さんと次のような体験をしましたか。

（それぞれ1つに○）

	あ る	な い		
		金銭的な理由で	時間の制約で	その他の理由で
ア 海水浴に行く	1	2	3	4
イ 博物館・科学館・美術館などに行く	1	2	3	4
ウ キャンプやバーベキューに行く	1	2	3	4
エ スポーツ観戦や劇場に行く	1	2	3	4
オ 遊園地やテーマパークに行く	1	2	3	4

問21 あなたのご家庭では、お子さんに次のことをしていますか。ア～コについて、あてはまるものに○をつけてください。（それぞれ1つに○）

	して いる	していない	
		したくない (方針ではない)	経済的に できない
ア 毎月お小遣いを渡す	1	2	3
イ 毎年新しい（お古でない）洋服・靴を買う	1	2	3
ウ 習い事（音楽、スポーツ、英語等）に通わせる	1	2	3
エ 学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう、オンライン含む）	1	2	3
オ お誕生日のお祝いをする	1	2	3
カ 1年に1回くらい家族旅行に行く	1	2	3
キ クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる	1	2	3
ク 修学旅行などお金がかかる学校の活動	1	2	3
ケ パソコンかタブレットを与える	1	2	3
コ スマートフォンを与える	1	2	3

問22 次のもののうち、経済的理由のためにあなたの世帯にないものはどれですか。

(あてはまるものすべてに○。あてはまらない場合は14に○)

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| 1 子どもの年齢に合った本 | 8 月に一度の友だちや家族との外食 |
| 2 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ | 9 電話（固定電話・携帯電話を含む） |
| 3 子どもが自宅で宿題をすることができ
る場所 | 10 インターネットにつながるパソコン |
| 4 テレビ | 11 冷蔵庫 |
| 5 暖房器具 | 12 洗濯機 |
| 6 自家用車 | 13 急な出費のための貯金（5万円以
上） |
| 7 エアコン | 14 あてはまるものはない |

問23 あなたの世帯では、過去 1 年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません。（1つに○）

- | |
|------------|
| 1 よくあった |
| 2 ときどきあった |
| 3 まれにあった |
| 4 まったくなかった |

問24 あなたの世帯では、過去 1 年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないことがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません。（1つに○）

- | |
|------------|
| 1 よくあった |
| 2 ときどきあった |
| 3 まれにあった |
| 4 まったくなかった |

問25 あなたの世帯では、過去 1 年の間に、以下の料金について、経済的な理由で未払いになったことがありましたか。（あてはまるものすべてに○）

- | |
|--------------|
| 1 電気料金 |
| 2 ガス料金 |
| 3 水道料金 |
| 4 あてはまるものはない |

『子どもの権利条例』や豊島区等の施策についてうかがいます

豊島区では、子どものみなさんへの大切な権利を守ること、みなさんが安心して、自分らしく成長していくことをねがって「豊島区子どもの権利に関する条例」をつくりました。



問26 あなたのご家庭では、以下の支援制度をこれまでに利用したことがありますか。

(ア～オそれぞれについて、1～3のあてはまるもの1つに○) また、「3 利用したことがない」場合、その理由は何ですか。(①～⑤、それぞれ1つに○)

		支援制度			支援機関	
		ア 就学援助 ※1	イ 生活保護 ※2	ウ 児童扶養手当 ※3	エ くらし・しごと支 援相談センター ※4	オ ひとり親家庭支 援センター ※5
現在利用している		1	1	1	1	1
現在利用していないが、以前利用したことがある		2	2	2	2	2
利用したことがない		3	3	3	3	3
問 26 -1	制度の対象外（収入等の条件を満たさない） だと思うから	①	①	①	①	①
	利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから	②	②	②	②	②
	利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから	③	③	③	③	③
	利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから	④	④	④	④	④
	それ以外の理由	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤

↓
① 3 に○をつけた場合、
⑤のあてはまるもの1つに○

(参考)

- ※1 就学援助：経済的理由により教育費の支出が困難な場合に、学用品費や校外学習費、給食費等を補助する制度。
- ※2 生活保護：病気や失業などにより生活費等に困り、他に方法がないときに一定の援助が受けられる制度。
- ※3 児童扶養手当：所得が一定水準以下のひとり親世帯の生活支援のための手当。
(児童手当とは異なります。)
- ※4 くらし・しごと支援相談センター：生活・家計・仕事などでお困りの方の相談窓口
- ※5 ひとり親家庭支援センター：ひとり親家庭の総合的な支援窓口

問27 次のア～サのような豊島区の子どもの相談を受けてくれるところのうち、知っているところ、利用したところのあるところがありますか。ア～サそれぞれについて、1～3の1つに○。また、「3 利用したことはない」場合は、さらに理由にも○を付けてください。（①～⑤の1つに○）

	現在利用している	以前、利用した事がある	利用したことはない	問 27-1					それ以外の理由
				利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから	利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから	利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから	利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから	利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから	
ア 子ども若者総合相談（アシスとしま）※	1	2	3	①	②	③	④	⑤	
イ 教育センター	1	2	3	①	②	③	④	⑤	
ウ 青少年相談	1	2	3	①	②	③	④	⑤	
エ 子どもの権利擁護委員※	1	2	3	①	②	③	④	⑤	
オ 子どもからの専用電話相談（フリーダイヤル）※	1	2	3	①	②	③	④	⑤	
カ 子ども家庭支援センター	1	2	3	①	②	③	④	⑤	
キ スクールカウンセラー	1	2	3	①	②	③	④	⑤	
ク 児童相談所	1	2	3	①	②	③	④	⑤	
ケ 人権擁護委員の電話相談	1	2	3	①	②	③	④	⑤	
コ 中高生センタージャンプ	1	2	3	①	②	③	④	⑤	
サ チャイルドライン	1	2	3	①	②	③	④	⑤	

※子ども若者総合相談（アシスとしま）…

様々な生きづらさを抱える子ども若者やその家族からの相談を受け付け、必要に応じて専門機関と連携しながら、相談者一人ひとりに合わせた支援を行う。平成 30 年 7 月にオープン、豊島区役所本庁舎 4 階子ども若者課内に設置。

※子どもの権利擁護委員……………

子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するため、区長の附属機関として豊島区子どもの権利擁護委員（弁護士、臨床心理士）を設置。

※子どもからの専用電話相談……………

友だちや家族のことなど心配なことがあったら何でも相談できる電話相談（0120-618-471(フリーダイヤル)）。

問28 『豊島区子どもの権利に関する条例』を知っていますか。（1つに○）

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1 知っている | 3 知らない → 問29へ |
| 2 聞いたことがあるが内容はよく分からない | |

【問28で「1」または「2」を選んだ方のみ、お答えください。】

→ 問28-1 どのように知りましたか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 広報としま | 4 学校の先生の話 |
| 2 パンフレット | 5 子どもの話 |
| 3 豊島区のホームページ | 6 その他
() |

【全員にお聞きます。】

問29 豊島区が子どもの権利に関して行っている次のことを知っていますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 子どもの権利擁護委員 | 4 豊島区児童相談所 |
| 2 としま子ども会議 | 5 その他 () |
| 3 としま子どもの権利相談室※ | 6 知っているものはない |

※としま子どもの権利相談室…子どもの権利を保障するため、子どもの権利侵害に関する相談に応じる窓口。令和5年9月にオープン、千登世橋教育文化センター1階に設置。

問30 子育て支援に関する施策や事業について、どのようなことを望みますか。（5つまでに○）

- | |
|--|
| 1 母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子健康事業の充実 |
| 2 休日・夜間診療などの小児医療体制の充実 |
| 3 子育て期の生活環境・住環境の整備 |
| 4 子どもが安心して遊べる公園等の屋外遊び場の整備 |
| 5 子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備 |
| 6 幼稚園・小中学校における教育内容や教育環境の充実 |
| 7 小学生、中高生が安心して過ごせる、子ども同士の交流・活動の場の整備 |
| 8 子育てに関する手当の充実や子育てにかかる経済的負担の軽減 |
| 9 在宅で子育てをしている家庭への支援サービスの充実 |
| 10 障害のある子どもや、ひとり親家庭などへの特に配慮を必要とする家庭への支援の充実 |
| 11 子育てに関する相談支援・情報提供・学習機会の充実 |
| 12 仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実 |
| 13 育児休業制度の拡充、労働時間の短縮など企業の子育て支援の取り組みの促進 |
| 14 家事・育児への男女共同参画の意識づくりの推進 |
| 15 子育て支援グループや地域団体などの活動支援、ネットワークづくりの推進 |
| 16 児童虐待やいじめなどの権利侵害に対する対応の強化 |
| 17 小中学生が、学校・スキップ・中高生センタージャンプ以外で安心して相談できる場と人の整備 |
| 18 子ども食堂、無料学習支援事業の充実 |
| 19 子どもの権利について知る場を設けて欲しい |
| 20 その他 () |

問31 どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものを子どもの権利（人権）と言います。豊島区はすべての子どもの権利を守るまちづくりを進めています。そこで、以下の7つの子どもの権利は、守られていると思いますか。（それぞれ、1つに○）

	そう思う	どちらか といえ ば、そう 思う	どちらか といえ ば、そ う思わ ない	そう思 わ ない
ア 愛情と理解をもって育まれ、差別を受けずに安心・安全な環境で生活することができる。虐待や体罰、いじめを受けない。	1	2	3	4
イ 一人ひとりの違いが認められ、それぞれの自分らしさを大切にしながら成長することができる。プライバシーが尊重される。	1	2	3	4
ウ 自分の成長に合わせて、自分のことを決めることができる。必要な情報は周りの人から分かりやすく説明してもらえる。	1	2	3	4
エ 自分の思っていることや考えたことを人に伝えることができる。家や学校で何かを決めるときに意見が尊重される。	1	2	3	4
オ 自分の成長に合わせて遊んだり、学んだり、仲間と集まることができる。また、ゆったりと休んだり自由な時間を過ごすことができる。	1	2	3	4
カ 大切な地域の一員として地域活動に参加することができる。地域の文化や伝統を学び、地域をよく知ることができる。	1	2	3	4
キ 自分が不安に思うことや困っていることを相談することができる。虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求める事ができる。	1	2	3	4

問32 あなたは、地域全体で子育てを支援していく“地域の子育て力”を向上させるためには、今後どのような取り組みを進めることが有効だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

1	子どもを持つ人自身が主体的に行う情報交換や交流・活動など
2	企業や商店街が行うイベント開催や施設提供、優待事業など
3	NPOが行う情報提供、イベント開催、子育て支援サービスの提供など
4	ボランティアによるさまざまな子育て支援サービスの提供など
5	町内会・自治会等によるお祭りやイベント開催、防犯活動など
6	隣近所の人が子どもと顔見知りになり、声を掛け合う関係をつくるなど
7	専門家による助言や学習会開催、地域の子育てネットワークの構築支援など
8	その他（ ）
9	あてはまるものは無い

問33 あなたは、豊島区の中での「子どもが育ち、子どもを育てていく環境」について、どのように感じますか。それぞれの項目ごとにお答えください。（ア～クそれぞれ1つに○）

	そう 思う	どちらか といえ ば、そう 思う	どちらか といえ ば、そう 思わない	そう 思わ ない	わか ら ない
ア 子どもの権利※ ¹ を保障する取り組みが進んでいる	1	2	3	4	5
イ 子どもの遊び場が充実している	1	2	3	4	5
ウ 安心して子どもを産む環境づくりができている	1	2	3	4	5
エ 職業生活と家庭生活を両立※ ² するための支援が行われている	1	2	3	4	5
オ 子育てを視野にいたした住宅対策や道路・施設整備が行われている	1	2	3	4	5
カ 保育施設や幼稚園での保育・教育が充実している	1	2	3	4	5
キ 学校教育が充実している	1	2	3	4	5
ク 地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われている	1	2	3	4	5

※1.1989年に子どもの権利条約が国際連合で採択され、日本は1994年に条約を批准しました。「生きる権利／育つ権利／守られる権利／参加する権利」が、子どもの権利の柱となっています。

※2.「職業生活と家庭生活を両立」とは、仕事と私生活の両方を重要視する考え方で、ワーク・ライフ・バランスとも呼ばれています。

問34 あなたは、これからも豊島区に住み続けたいと思いますか。（1つに○）

1	住み続けたいと思う	4	住み続けたいと思わない
2	どちらかというに住み続けたいと思う	5	わからない
3	どちらかというに住み続けたいと思わない		

最後に、子育てや子どもに関して日頃お感じになっていること、豊島区へのご意見などがありましたら、ご自由にお書きください。

日頃感じていること	
区へのご意見など	

調査にご協力いただき誠にありがとうございました。

記入もれがないかどうかもう一度お確かめのうえ、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れて、**11月27日（月）まで**にお近くのポストに投函してください。